（様式第１号）

指摘事項に係る措置状況報告書

環境部 環境業務課 浄化センター

監査期間　平成２６年２月　４　日から
平成２６年２月２６日まで

指摘事項	措置状況
ア　５０万円を超える契約において、	予定価格を定めるよう改善しました。
予定価格が定められていない契約が	
散見された。随意契約においても予定	
価格を定める必要があるため、西尾市	
契約規則第２５条の規定により適切な	
事務処理をされたい。	
イ　複写機保守契約において１者随意	複数者から見積りを取り適正な契約を実施します。
契約の正当な記載がなかった。１者随	
意契約の正当な理由がない場合は、西	
尾市契約規則第２４条の３に則った契	
約事務をされたい。	

（注）１　「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「４　監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。

２　「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。

　また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。